

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から10年3月までの期間、13年1月から同年3月までの期間及び14年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から63年6月まで
② 平成9年8月から10年3月まで
③ 平成13年1月から同年3月まで
④ 平成14年3月から同年6月まで

私は、昭和59年12月にA町（現在は、B市）に帰郷してからは、厚生年金保険の加入期間以外の期間は全て、役場の会議室や営農改善センターで国民年金保険料の免除申請をしたことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金は将来のために掛けておかなければならないと思い、体調が悪くて仕事に就けないときは免除を申請していた。体調のこともあるので、健康保険や国民年金の手続きは仕事を辞めた後すぐに行っていた。」と述べているところ、昭和63年7月から平成13年6月までの期間のうち、申立期間②及び③を除く国民年金被保険者期間は、欠かさず免除申請を行っていることが確認できる上、申立期間②及び③は、それぞれ厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月以内に国民年金及び国民健康保険の加入手続きを行っていることがB市の電算記録により確認できるほか、申立期間②及び③と同様に年度途中で厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成7年2月及び同年3月は、当初は未納とされていたが、国民年金被保険者資格の再取得届と同時に免除申請も行っていることが同市の電算記録により確認でき、年金事務所において、22年9月28日付けで未納から免除に記録訂正されていることを踏まえると、申立期間②及び③についても、申立人は、それぞれ厚生年

金保険被保険者資格喪失後に国民年金被保険者資格の取得手続とともに免除申請を行ったものとするのが自然であり、当該期間及びその前後の期間の所得等の状況を踏まえると、免除されていたものと考えられる。

また、申立期間④のうち、平成14年3月については、B市の電算記録では、免除期間の終期が同年同月となっていることから、免除されていたものと考えられる。

一方、申立期間①については、昭和61年度から63年度までの複数年度にわたっている上、申立人は、当該期間及びその前後の期間に住所を変更していないことを踏まえると、社会保険事務所（当時）及びA町において、申立人に係る免除申請について、連続して事務処理誤りがあったものとは考え難い。

また、申立期間④のうち、平成14年4月から同年6月までの期間については、申立人に対し、社会保険事務所から15年7月10日付けで過年度納付書が発行されていることがオンライン記録により確認できる。その一方、オンライン記録及びB市の電算記録において、申立人に係る免除記録は確認できないほか、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、厚生年金保険に加入後の14年7月9日であることが同市の電算記録により確認できることから、当該加入手続時点では、申立人は、厚生年金保険の被保険者であり、免除申請を行わなかったものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②、③及び④のうち、平成14年3月の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月

私は、昭和47年12月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。その際に、領収書が発行されなかったため要求したところ、国民年金手帳の代わりに発行される「国民年金手帳保管証」が領収書を兼ねているとの説明を受けたので、その保管証を持ち帰った。また、国民年金手帳を受け取った後に、47年12月の「国民年金印紙検認記録」欄に検認印が無いことに気付き、同市に再度確認した際にも、前回と同様に保管証が領収書を兼ねているとの説明を受け、保管証は国民年金手帳と一緒に保管しておくように言われたことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及び国民年金手帳保管証により、申立人が昭和47年12月22日に国民年金の被保険者資格を取得し、任意加入したことが確認でき、加入手続を行った際に、併せて加入した当月の申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張に不自然さは見られない。

また、申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付し、被保険者資格の変更手続も適正に行っているなど、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 786

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 39 年 6 月まで

私が結婚するまでの間は、私の母が私の国民年金保険料を納付していた。また、私の国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙は、申立期間が含まれる昭和 36 年度から 39 年度までについても、ほかの納付済みの年度と同様に切り取られており、そのことが納付済みである証拠であると思われるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 9 月 14 日に A 市に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるところ、申立期間直後の 39 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料が 41 年 10 月 28 日に過年度納付されていることが、申立人が保管する領収証書により確認でき、当該過年度納付時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録欄は、昭和 40 年度以降は現年度納付をした月には検認印が押され、過年度納付をした月については領収証書が貼付されているものの、39 年度以前は検認印が無く、領収証書も貼付されていないことから、国民年金保険料は、同手帳が交付された 40 年度から納付されたものと推認でき、当該手帳交付時点で過年度保険料となっていた 39 年度以前の国民年金印紙検認台紙は、検認の対象とならないため不要と判断され、切り取られたと考えるのが自然である。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿には、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる記載は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

加えて、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとするその母親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 12 月までの期間、平成 3 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 12 年 2 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から同年 12 月まで
② 平成 3 年 1 月から同年 12 月まで
③ 平成 12 年 2 月から同年 12 月まで

私は、A 社（現在は、B 社）に就職してから退職するまでの期間は、C 共済組合（当時）の掛金とは別に、国民年金保険料を給与から控除されてきた。私の妻は国民年金保険料を自身で納付していたので、給与から控除されていた国民年金保険料は、私自身のものとして納付されていたはずである。また、私は、60 歳になってからも国民年金保険料を納付したのに、退職後の平成 8 年 5 月から 12 年 1 月までの期間だけが納付したこととなっており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、C 共済組合の加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、D 町の国民年金被保険者名簿により、申立人が A 社を退職した直後の平成 8 年 5 月に国民年金に加入するまでは共済期間として管理されていたことが確認できるほか、同月以前に申立人が国民年金に加入した記録は見当たらず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

また、申立人の妻は、「申立期間①及び②当時、自分の国民年金保険料は自分で納付していた。」と述べているが、i) D 町では、申立期間①及び②当時は、国民年金保険料を集落単位のほかに事業所単位でも集金し、それぞれ国民年金往復検認票（以下「検認票」という。）を作成していた事実が確認できるところ、同町が保管する、A 社に係る平成 3 年度、6 年度及び 7 年

度の事業所用の検認票には、申立人の妻の氏名、国民年金手帳記号番号、生年月日及びその検認状況が記載されているが、申立人のものは見当たらないこと、ii) 同町が保管する、申立人が同社に在職中の3年度、5年度、6年度及び7年度の集落用の検認票には、申立人の妻の氏名は確認できないことなどを踏まえると、申立人の給与から控除されていた国民年金保険料は、申立人の妻の国民年金保険料であると考えるのが妥当である。

さらに、D町及びB社の元担当者や申立人の元同僚等から申立期間①及び②当時の状況について聴取したものの、申立人の主張を裏付ける証言は得られない。

次に、申立期間③については、申立人が60歳に達した日以降の期間であることから、申立人が国民年金保険料を納付するには、任意加入による被保険者資格を取得する必要があるが、オンライン記録では申立人が同資格を取得した形跡は確認できない上、D町が保管する、平成11年度及び12年度の徴収簿でも国民年金保険料を納付した事実はうかがえず、申立人から聴取しても、申立人は、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 788

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私が大学生だった平成3年4月に、当時住んでいたA区から平成2年度（申立期間）と3年度の国民年金保険料の納付書が一度に送付されてきたが、申立期間についてはもう過ぎた期間のものなので納付する必要は無いと考え、3年4月分から納付を開始した。しかし、親から「少しでも納付していない期間があると、老後に年金が受給できなくなる。」と言われ、A区役所で申立期間の国民年金保険料を一括で納付したので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金被保険者の資格取得時期から判断して、平成4年3月以降にA区に払い出されたものと推認できる上、申立人は、申立期間当時は大学生であったと述べていることから、同年同月以降、大学生が強制加入の対象となった3年4月に遡って国民年金に加入したものと考えられる。このため、申立期間は任意加入の対象期間であり、制度上、3年3月以前に遡って加入できないことから、申立期間は未加入期間であり、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間直後の平成3年度の国民年金保険料について、申立人は、申立期間の国民年金保険料と同様に、A区役所の窓口で現年度納付したと述べているが、申立人が平成5年1月18日に転居したB市の国民年金被保険者名簿の「保険料納付状況」の3年度欄には「未納」の記載が確認でき、申立人が同市に転居した時点で、当該期間（平成3年度）は未納であったものと考えられる上、当該期間の国民年金保険料は、申立人が同市に転居した5年

1月18日付けで過年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、A区役所で現年度納付したとする申立人の主張と相違している。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 789

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 6 月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和 50 年 4 月頃に、私の父がしてくれたと母から聞いている。また、国民年金保険料は、申立期間のうち、51 年 4 月から同年 6 月までの分は、私が当時勤務していた A 町（現在は、B 市）の収入役室で、自分で納付した記憶があり、それ以前の分は、亡くなった父が納付してくれていたと思うので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は共済組合加入対象者に対して平成 9 年 1 月に付与されたものであり、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、オンライン記録においても国民年金への加入記録は無いことから、申立期間は未加入期間であるものと考えられ、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料はその父親が納付し、同年 4 月から同年 6 月までの保険料は自身が納付したと述べているところ、申立期間及びその前後の期間（昭和 50 年 2 月から 51 年 11 月まで）に A 町に払い出された国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者名簿の中に申立人のものは見当たらない上、申立人は、「納付書により納付したような気がするが、ほかの税金なども一緒に納付していたので、詳細は覚えていない。」と述べるなど、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でなく、その父親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び当該期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人及びその父親が、申立期間の国民年金保険料を納付してい

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。